

# 空港周辺における建物等設置の制限

(航空法抜粋)

国土交通省  
大阪航空局

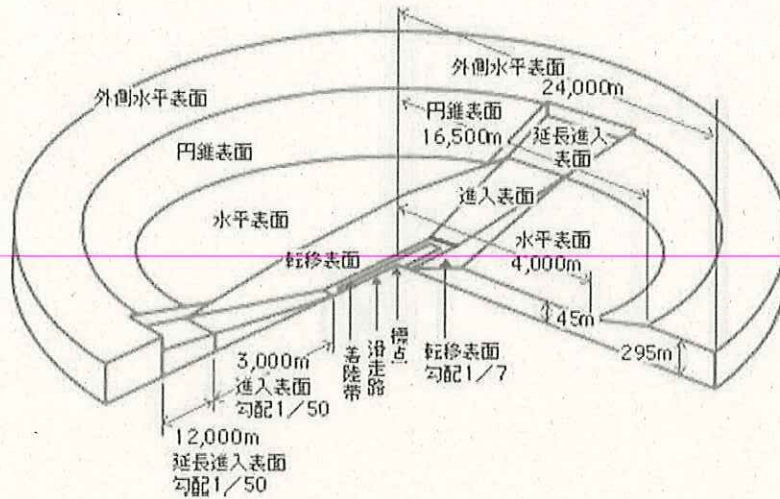
## 空港周辺における建物等設置の制限

空港周辺においては、一定の高さの建物等を設置することは出来ません。

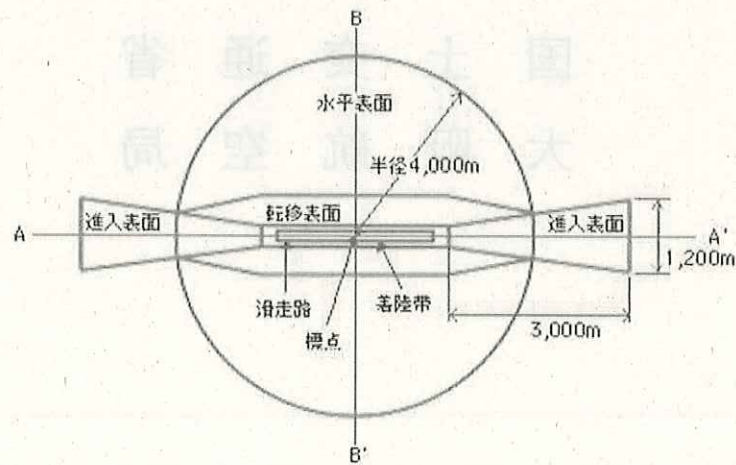
### 制限表面の設定

航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、次のような制限表面を設定しております。

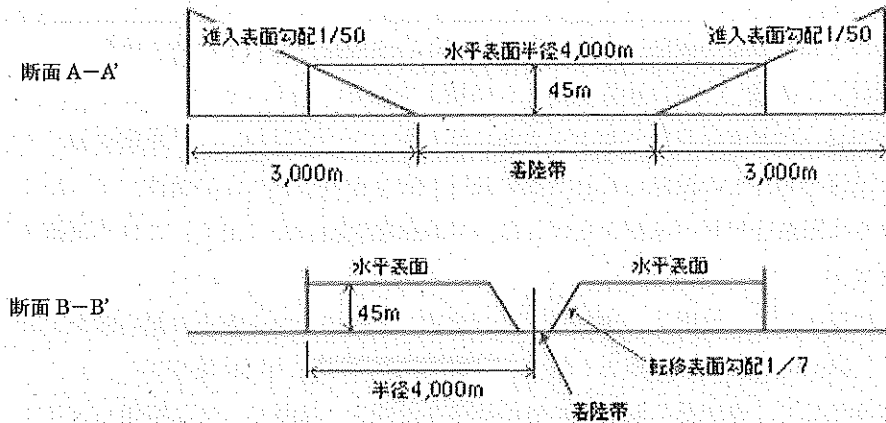
制限表面概略図



制限表面の平面概略図



制限表面の断面概略図



1) 進入表面

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。

進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。(航空法第2条第8項)

2) 水平表面

空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。(航空法第2条第9項)

3) 転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。(航空法第2条第10項)

4) 延長進入表面

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方(勾配50分の1)への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。(航空法第56条第2項)

5) 円錐表面

円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条第3項)

6) 外側水平表面

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を衷心として24,000mの半

径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。(航空法第56条第4項)

※航空法の定めにより、上記の制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件について、これを設置し、植栽し、又は留置することは禁止されています。

ただし、水平表面、円錐表面及び外側水平表面に係るもので「仮設物」、「避雷設備」または「地形又は既存物件との関係から航空機の飛行の安全を特に害さない物件」については、申請により大阪航空局長の承認を受ければ、当該制限表面の上に出て、これを設置することができます。

なお、これらに違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件の所有者その他の権原を有する者に対し、除去を求めることがあります。(航空法第49条、第56条の3)

また、規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者は、50万円以下の罰金に処されます。(航空法第150条)

#### 制限表面に係る照会窓口

空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、制限表面が空港毎で設定されておりますので、次の窓口に照会していただき、設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確認して下さい。

また、水平表面、円錐表面及び外側水平表面については、制限表面の上に出る仮設物等を申請によって承認を受けることで設置可能となる場合もございますので、申請窓口等併せて確認して下さい。

なお、取扱時間は、祝日及び年末年始の閉庁日を除く月曜日から金曜日までの9:30~12:00及び13:00~17:00の時間帯です。

※福岡空港及び長崎空港では、インターネット上の「福岡空港高さ制限回答システム」又は「長崎空港高さ制限回答システム」により高さの確認が可能となっております。

#### 【連絡先】

- |        |          |                  |
|--------|----------|------------------|
| ●八尾空港  | 八尾空港事務所  | TEL 0729-92-0031 |
| ●広島空港  | 広島空港事務所  | TEL 0848-86-8650 |
| ●高松空港  | 高松空港事務所  | TEL 087-879-6770 |
| ●松山空港  | 松山空港事務所  | TEL 089-972-0319 |
| ●高知空港  | 高知空港事務所  | TEL 088-863-2621 |
| ●福岡空港  | 福岡空港事務所  | TEL 092-621-2221 |
| ●北九州空港 | 北九州空港事務所 | TEL 093-473-1089 |
| ●長崎空港  | 長崎空港事務所  | TEL 0957-53-6151 |

- 熊本空港 熊本空港事務所 TEL 096-232-2853
- 大分空港 大分空港事務所 TEL 0978-67-3771
- 宮崎空港 宮崎空港事務所 TEL 0985-51-3223
- 鹿児島空港 鹿児島空港事務所 TEL 0995-58-4440
- 那覇空港 那覇空港事務所 TEL 098-857-1101

大阪航空局HP

<http://ocab.mlit.go.jp/news/limit/>

福岡空港事務所高さ制限回答システム

<https://secure.kix-ap.ne.jp/fukuoka-airport/>

長崎空港事務所高さ制限回答システム

<https://secure.kix-ap.ne.jp/nagasaki-airport/>

1. The first part of the document  
 discusses the importance of  
 maintaining accurate records  
 for all transactions.

2. It is essential to ensure that  
 all data is entered correctly  
 and that the system is  
 regularly updated.

3. The second part of the document  
 outlines the procedures for  
 handling any discrepancies  
 that may arise.

4. Finally, it is important to  
 review the system's performance  
 periodically to ensure it  
 remains effective.

5. The document concludes by  
 stating that these guidelines  
 should be followed by all  
 users of the system.